

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則

(食用に供することができるふぐ)

第一条 埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例（平成十四年埼玉県条例第七十八号。以下「条例」という。）第二条第一号に規定する食用に供することができるふぐは、別表の上欄に掲げる種類のふぐとする。

(有毒部位)

第二条 条例第二条第一号に規定する有毒部位は、別表の上欄に掲げるふぐの種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる部位以外の部位及び雌雄同体のふぐの生殖巣とする。

(免許を与えられる者)

第三条 条例第三条第二項第二号の規則で定める者は、東京都知事、神奈川県知事、滋賀県知事、岡山県知事、徳島県知事又は鹿児島県知事が行うふぐの調理に係る試験（神奈川県知事が行うものにあつては昭和六十二年四月以後、鹿児島県知事が行うものにあつては昭和五十八年四月以後に行われたものに限る。）に合格し、当該都県知事のふぐの調理に係る免許を受けている者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 一 調理師法（昭和三十三年法律第四百七十七号）第三条の調理師の免許を受けている者
- 二 知事が行う条例及びこの規則に関する講習を受講した者

(試験科目)

第四条 条例第四条に規定するふぐ調理師試験の試験科目は、次のとおりとする。

- 一 学科試験
 - イ 条例及びこの規則に関する知識
 - ロ ふぐに関する一般知識
- 二 実技試験
 - イ ふぐの種類及び内臓の識別に関すること。
 - ロ ふぐの調理技術
 - ハ ふぐの調製技術

(試験の告示)

第五条 知事は、ふぐ調理師試験の出願期日、試験期日、試験会場、試験方法その他試験の施行について必要な事項を告示する。

(受験資格)

第六条 条例第五条第二号の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 条例附則第二項に規定する知事が認める講習会の修了者
- 二 条例附則第二項に規定する者又は次号若しくは第四号に規定する者の下において、ふぐの調理に二年以上従事した者
- 三 他の都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（次号において「指定都市」という。）の市長を含む。）が与えたふぐの調理に関する免許を有する者
- 四 他の道府県知事（指定都市の市長を含む。）が行うふぐの調理に関する講習会（二年以上ふぐの調理に従事した者を対象として行われるものに限る。）を修了した者

(免許等)

第七条 条例第七条のふぐ調理師免許証（以下「免許証」という。）の交付を申請しようとする者は、様式第一号のふぐ調理師免許証交付申請書に次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 一 条例第三条第二項第一号に掲げる者 ふぐ調理師試験に合格したことを証する書面の写し、医師の診断書（精神の機能の障害に関する診断書をいう。次号において同じ。）及び写真
- 二 条例第三条第二項第二号に掲げる者 第三条に規定する試験に合格したことを証する書面の写し、ふぐの調理に係る免許を受けている旨を証する書面の写し、調理師法第五条第三項の調理師免許証の写し、医師の診断書及び写真

2 免許証の様式は、様式第二号のとおりとする。

(免許証の再交付)

第八条 条例第八条第一項の規則で定める免許証の記載事項は、氏名とする。

2 条例第八条第一項の規定による申請は、様式第三号のふぐ調理師免許証再交付申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出してしなければならない。

一 免許証（亡失した場合を除く。）

二 戸籍の抄本、変更事項に係る住民票の記載事項証明書その他申請の原因となる事実を証するものとして知事が認める書類（氏名を変更する場合に限る。）

三 写真

（免許証の返納）

第九条 条例第八条第三項、第九条又は第十条第三項の規定により免許証を返納しようとする者は、様式第四号のふぐ調理師免許証返納届を知事に提出しなければならない。

（ふぐ調理師の義務）

第十条 条例第十二条第一項第六号の規則で定める事項は、ふぐの運搬又は貯蔵に際して、紛失及び盗難を防止する処置を講ずることとする。

（認定の申請）

第十一条 条例第十三条の規定によりふぐ取扱施設の認定を受けようとする者は、様式第五号のふぐ取扱施設認定申請書に専任のふぐ調理師の免許証の写し又はふぐ調理師の免許を有することを証するものとして知事が認める書類を添えて、提出しなければならない。

（認定書の様式）

第十二条 条例第十四条第二項に規定するふぐ取扱施設認定書（以下「認定書」という。）の様式は、様式第六号のとおりとする。

（地位の承継）

第十三条 条例第十六条第二項の規定により認定書の交付を申請しようとする者は、様式第七号のふぐ取扱施設認定書交付申請書に次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる書類及び地位の承継前の営業者が交付を受けた認定書を添えて、提出しなければならない。

一 相続による承継の場合 戸籍の謄本又は不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第二百四十七条第五項の規定により交付を受けた同条第一項に規定する法定相続情報一覧図の写し並びに相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

二 合併又は分割による承継の場合 合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により営業を承継した法人の登記事項証明書

（認定書の再交付）

第十四条 条例第十七条第一項の規定により認定書の再交付を申請しようとする営業者は、様式第八号のふぐ取扱施設認定書再交付申請書を提出しなければならない。この場合において、認定書の記載事項を変更する者又は認定書をき損した者が認定書の再交付を申請しようとするときは、当該認定書を添えなければならない。

（認定書の返納）

第十五条 条例第十五条第二項又は第十七条第三項の規定により認定書を返納しようとする者は、様式第九号のふぐ取扱施設認定書返納届を提出しなければならない。

（変更の届出）

第十六条 条例第十八条の規定により変更の届出をしようとする者は、様式第十号の専任のふぐ調理師変更届に変更後の専任のふぐ調理師の免許証の写しを添えて、提出しなければならない。

（廃止の届出）

第十七条 条例第十九条の規定によりふぐ取扱施設の廃止の届出をしようとする者は、様式第十一号のふぐ取扱施設廃止届に当該認定書を添えて、提出しなければならない。

（ふぐ提供施設の届出）

第十八条 条例第二十一条第一項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 住所

二 ふぐ提供施設の名称、所在地及び電話番号

三 営業施設符号

四 ふぐの提供の開始年月日

五 取扱品目

六 ふぐ提供施設を經營しようとする者が法人である場合は、第二号から前号までに掲げる事項のほか、次に掲げる事項

イ 名称

ロ 主たる事務所の所在地

ハ 代表者の氏名

2 条例第二十一条第一項の規定による届出は、様式第十二号のふぐ提供施設届を提出してしなければならない。

3 条例第二十一条第二項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 氏名

二 住所

三 ふぐ提供施設の名称

四 取扱品目

五 ふぐ提供施設を經營しようとする者が法人である場合は、前二号及び第一項第六号イからハマまでに掲げる事項

4 条例第二十一条第二項の規定による届出は、様式第十三号のふぐ提供施設変更届を提出してしなければならない。

5 条例第二十一条第三項の規定による届出は、様式第十四号のふぐ提供施設廃止届を提出してしなければならない。

(ふぐの販売等)

第十九条 条例第二十三条第一項第三号の規則で定めるものは、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十五条第一項の規定により魚介類販売業又は魚介類競り売り営業の許可を受けた者とする。

(身分証明書)

第二十条 条例第二十五条第二項に規定する身分を示す証明書は、食品衛生法に基づく都道府県等食品衛生監視指導計画等に関する命令（平成二十一年内閣府・厚生労働省令第七号）第三条第二項に規定する食品衛生監視員の証とする。

附 則（令和三年三月三十日規則第四十四号）

この規則は、令和三年六月一日から施行する。

別表（第一条関係）

食用のふぐの種類（標準和名）	可食部位
くさふぐ	筋肉
こもんふぐ（岩手県越喜来湾及び釜石湾並びに宮城県雄勝湾で漁獲されたものを除く。）	筋肉
ひがふぐ（岩手県越喜来湾及び釜石湾並びに宮城県雄勝湾で漁獲されたものを除く。）	筋肉
しょうさいふぐ	筋肉及び精巣
まふぐ	筋肉及び精巣
めふぐ	筋肉及び精巣
あかめふぐ	筋肉及び精巣
とらふぐ	筋肉、皮及び精巣
からす	筋肉、皮及び精巣
しまふぐ	筋肉、皮及び精巣
ごまふぐ	筋肉及び精巣
かなふぐ	筋肉、皮及び精巣
しろさばふぐ	筋肉、皮及び精巣
くろさばふぐ	筋肉、皮及び精巣
よりとふぐ	筋肉、皮及び精巣
さんさいふぐ	筋肉
いしがきふぐ	筋肉、皮及び精巣
はりせんぼん	筋肉、皮及び精巣
ひとづらはりせんぼん	筋肉、皮及び精巣
ねずみふぐ	筋肉、皮及び精巣
はこふぐ	筋肉及び精巣
なしふぐ（有明海、橘湾並びに香川県及び岡山県の瀬戸内海域で漁獲されたものに限る。）	筋肉並びに有明海及び橘湾で漁獲され、長崎県が定める要領に基づき処理されたものの精巣

備考

- 一 本表は、日本の沿岸域、日本海、渤海、黄海及び東シナ海で漁獲されるふぐに適用する。
- 二 可食部位とは、有毒部位を除去することにより人の健康を損なうおそれがないと認められる部位をいう。
- 三 有明海とは、次に掲げる直線及び陸岸によって囲まれた海面のうち、長崎県及び佐賀県との境界から熊本県及び福岡県との境界に至る直線より南側の海面をいう。
 - イ 長崎県瀬詰崎から熊本県天神山に至る直線
 - ロ 熊本県染岳から高松山三角点に至る直線
 - ハ 熊本県天草上島恵比須鼻から大矢野岳に至る直線
 - ニ 熊本県三角灯台から中神島を経て三角岳に至る直線
- 四 橘湾とは、長崎県瀬詰崎から熊本県天神山に至る直線、長崎県脇岬南端から南に樺島に至る直線、樺島南端から熊本県魚貫崎に至る直線及び陸岸によって囲まれた海面をいう。
- 五 香川県及び岡山県の瀬戸内海域とは、愛媛県四国中央市仏崎から愛媛県魚島東端見通し線、香川県と徳島県との境界から兵庫県上島灯台見通し線及び陸岸によって囲まれた海面のうち香川県及び岡山県の漁業者が操業できる海面をいう。
- 六 筋肉には骨を、皮にはひれを含む。
- 七 二種類のふぐの中間種の個体にあつては、当該二種類ともに可食部位とされている部位を可食部位とする。